

ご 注 意

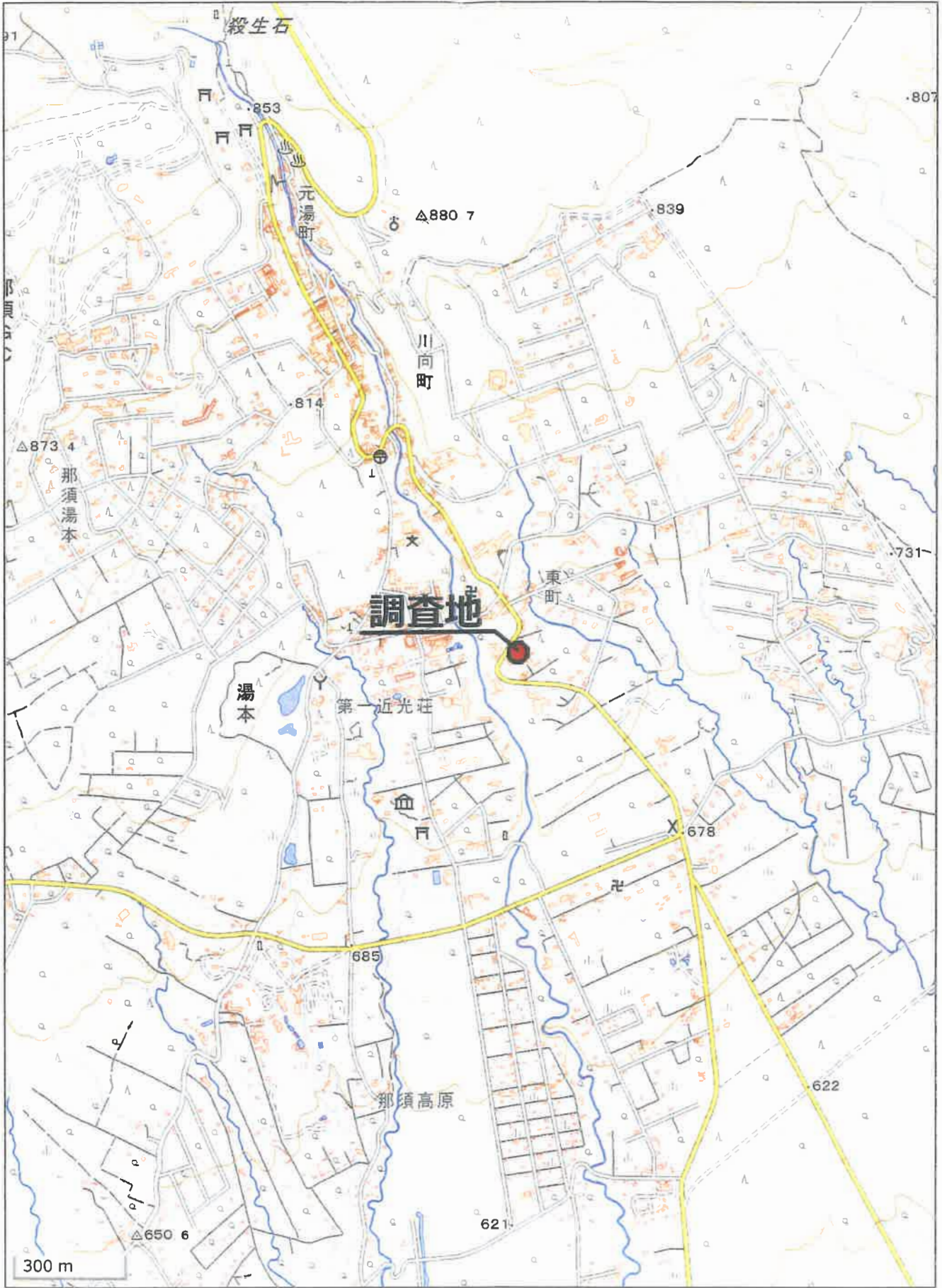
地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。（建築基準法施行令第93条）

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご活用ください。

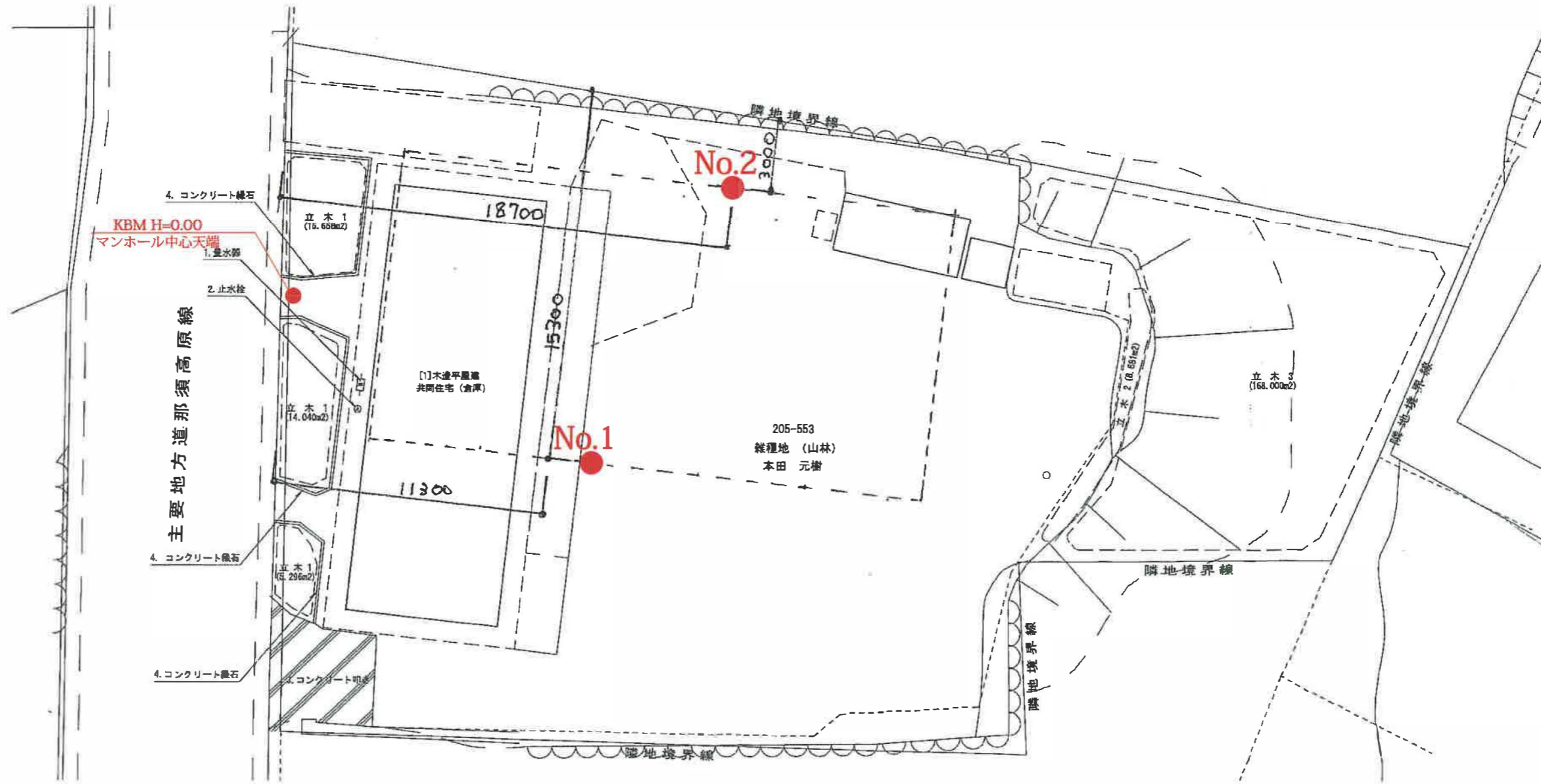
栃木県県土整備部建築課

案内図



所在地	那須郡那須町大字湯本字新林205番地553
所有者住所	那須郡那須町大字湯本204番地

調査位置図



番号	種別	規格	単位	数量
1	量水器		式	1.00
2	止水栓		式	1.00
3	コンクリート叩き		式	1.00
4	コンクリート礎石		式	1.00

図面名称	配置図	縮尺	1/200
調査年月日	令和元年7月10日		
請負者			

